

令和元年川西町議会

第1回臨時会会議録

開会 令和元年 5月10日

閉会 令和元年 5月10日

川西町議会第1回臨時会（議事日程）

令和元年5月10日（金）午前10時00分開会

	議案番号	件名
第1		仮議席の指定
第2	選挙第1号	議長選挙について
	(日程追加)	
第1		議席の指定について
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	選挙第2号	副議長選挙について
第5	選任第1号	常任委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について 総務建設経済委員会 厚生委員会
第6	選任第2号	駅周辺整備特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について
第7	選任第3号	工業ゾーン創出特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について
第8	選任第4号	議会運営委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について
第9	選任第5号	議会選出の委員の選任について 都市計画審議会
第10	選挙第3号	議会選出の委員の選挙について 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員 国保中央病院組合議会議員 奈良県広域消防組合議会議員
第11	承認第2号	川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
第12	承認第3号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第13	承認第4号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について
第14	承認第5号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について
第15	議案第23号	川西町税条例の一部を改正する条例について
第16	同意第1号	監査委員(議員)の選任について

令和元年年川西町議会第1回臨時会会議録（開 会）

招集年月日	令和元年5月10日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	令和元年年5月10日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松井 宏至 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也	
欠席議員		
地方自治法第 121条の 規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 山嶋 健司 総務担当理事 西村 俊哉 教委事務局長 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明 事業課長 山口 尚亮 健康福祉課長 吉岡 秀樹 住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩	
	監査委員 出席なし	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也 モニター係 奥田 好志	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会 議 録 署 名 議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	1番 松井 宏至 議員	2番 弓仲 利博 議員

(午前10時00分 開会)

議会事務局長(中川辰也君) おはようございます。事務局長の中川でございます。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で、堀格議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。

堀議員、臨時議長席へお着きください。

(議長席 臨時議長着席)

臨時議長(堀 格君) 皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました堀でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長の選挙を行う場合、「議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う」と定められておりますので、不肖私が職務を行います。どうかよろしくご協力のほど、お願いいたします。

開議に先立ちまして、このたびの選挙におきまして、私ども、お互い当選の榮譽を担って議席に着いたわけではありますが、初対面の方もおられますので、新しくなられました1期議員の自己紹介をお願いします。

(1期議員 自己紹介)

臨時議長(堀 格君) 続きまして、理事者側の紹介をお願いいたします。

(理事者 自己紹介)

臨時議長(堀 格君) ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。議会は成立しますので、これより令和元年川西町議会第1回臨時会を開催いたします。

町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長、お願いします。

町長(竹村匡正君) 皆様、おはようございます。臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年川西町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中にもかかわらず、御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、議員各位には、先月執行されました統一地方選挙におきまして、川西町民の衆望を担って、晴れて当選の栄を得られ、本日ここに初議会を開会することができますことは、まことに御同慶にたえない次第であります。

そして、各位には、この選挙を通じ、町民皆様の多種多様なニーズをお聞きし、また、感じ取られ、さらには大きな期待と信頼に自覚を深められ、当議場に議席を置かれることに相なられた次第であり、私も皆様とともに新たな気持ちで町政のさらなる進展に全力を傾注してまいりたいと考えている次第でございます。

今月、新天皇陛下の御即位により、我が国は令和の時代を迎えることとなりました。新元号には、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」との願いが込められております。本町も、人口減少、少子高齢化等々、さまざまな困難な課題を抱えておりますが、新たな時代の中で町民が心を寄せ合う、心豊かなまちづくりを行ってまいりたいと考えて

おりますので、よろしく御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、議員各位が御健勝で御活躍されますよう御祈念申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

臨時議長（堀 格君） ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

議席の指定は、議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定によりまして、一般選挙後最初の会議において、議長により指定することになっておりますので、議長の選挙が終了し、就任するまで、ただいま御着席のとおり仮議席として指定いたします。

日程第2、選挙第1号、議長の選挙を行います。

議事を円滑に推進するため、しばらく休憩いたします。

（午前10時09分 休憩）

（午前10時21分 再開）

臨時議長（堀 格君） これより再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長よりの指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（堀 格君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

議長に伊藤彰夫君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名されました伊藤彰夫君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（堀 格君） 異議なしと認めます。よって、伊藤彰夫君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました伊藤彰夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、告知をいたします。

伊藤彰夫君より当選の受諾及び挨拶があります。

伊藤彰夫君。

8番議員（伊藤彰夫君） 議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様のお推挙により、議長に就任させていただくことになりました。大変光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感しているところでございます。

この上は、微力ではございますが、町政の発展に最善の努力を怠りません所存でありますので、議員の皆様並びに町長を初め理事者の皆様方には、今後とも格別の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の御挨拶とさせていただきます。

今日は、まことにありがとうございました。（拍手）

臨時議長（堀 格君） これをもちまして臨時議長の職務は終了いたしました。皆さん、御協力ありがとうございました。

議長席を伊藤彰夫議長と交代します。

議長、議長席にお着き願います。

（議長席 臨時議長退席、議長着席）

議長（伊藤彰夫君） お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議事日程の追加をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決定いたしました。

ただいまからの議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表どおりであります。

これより日程第1、議席の指定を行います。

お諮りいたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっておりますので、指定を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認めます。

それでは、議席の指定を行います。

ただいま御着席の仮議席を議席として指定いたします。

議席番号と名前を事務局長より報告願います。

議会事務局長（中川辰也君） それでは、議席番号を朗読いたします。

議席番号1番 松井宏至議員、2番 弓仲利博議員、3番 福山臣尾議員、4番 堀格議員、5番 松村定則議員、6番 安井知子議員、7番 福西広理議員、8番 伊藤彰夫議員、9番 石田三郎議員、10番 寺澤秀和議員、11番 中嶋正澄議員、12番 芝和也議員。

議長（伊藤彰夫君） ただいまの報告どおり、次回より、ただいまの指定の議席へ御着席ください。

続きまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、1番 松井宏至君及び2番 弓仲利博君の2名を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4、選挙第2号、副議長の選挙を議題といたします。

議事を円滑に推進するため、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 29 分 休憩)

(午前 11 時 15 分 再開)

議長 (伊藤彰夫君) 再開いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、議長よりの指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

副議長に松村定則君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名されました松村定則君を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、松村定則君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松村定則君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知をいたします。

松村定則君より当選の受諾及び挨拶があります。

松村定則君。

5 番議員 (松村定則君) 副議長就任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただいま、議員の皆様の御推挙により、副議長に就任させていただくことになりました。大変光栄に存じますとともに、職責の重大さを痛感しているところでございます。

この上は、もとより微力ではございますが、議長とともに町政の発展のため全力を尽くしてまいり所存でございますので、何とぞ皆様の格別の指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の御挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。(拍手)

議長 (伊藤彰夫君) 続きまして、日程第 5、選任第 1 号、常任委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について、日程第 6、選任第 2 号、駅周辺整備特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について、日程第 7、選任第 3 号、工業ゾーン創出特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について、日程第 8、選任第 4 号、議会運営委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任についての 4 議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

お諮りいたします。

選任の方法については、お手元に配付させていただきました名簿のとおり指名いたしました
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。

事務局長より報告願います。

議会事務局長 (中川辰也君) それでは、御報告申し上げます。

敬称を略し御報告いたしますので、よろしく御了承願います。

常任委員会より申し上げます。

総務・建設経済委員会、委員長、安井知子、副委員長、福山臣尾、委員、芝和也、中嶋
正澄、伊藤彰夫、松井宏至、以上の6名の方です。

次に、厚生委員会、委員長、寺澤秀和、副委員長、弓仲利博、委員、石田三郎、松村定
則、福西広理、堀格、以上の6名の方です。

続きまして、特別委員会を申し上げます。

駅周辺整備特別委員会、委員長、堀格、副委員長、安井知子、委員、芝和也、中嶋正澄、
寺澤秀和、石田三郎、伊藤彰夫、福西広理、松村定則、福山臣尾、弓仲利博、松井宏至。

12名の全員です。

次に、工業ゾーン創出特別委員会、委員長、福西広理、副委員長、松井宏至、委員、芝
和也、中嶋正澄、寺澤秀和、石田三郎、伊藤彰夫、安井知子、松村定則、堀格、弓仲利博、
福山臣尾。12名の全員です。

続きまして、議会運営委員会を申し上げます。委員長、寺澤秀和、副委員長、中嶋正澄、
委員、芝和也、石田三郎、弓仲利博、以上の5名の方です。

報告は以上となります。

議長 (伊藤彰夫君) ただいま事務局長より報告いたしましたとおり、常任委員会、特別
委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長並びに委員に選任することに決定いたしま
した。

続きまして、日程第9、選任第5号、議会選出の委員の選任を議題とします。

お諮りいたします。

選任の方法については、お手元に配付させていただきました名簿のとおり指名いたした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。

事務局長より報告願います。

議会事務局長 (中川辰也君) それでは、御報告申し上げます。

敬称を略し朗読いたしますので、よろしく御了承願います。

都市計画審議会委員、石田三郎、福西広理、松井宏至、弓仲利博、福山臣尾、以上の5
名の方です。

報告は以上となります。

議長 (伊藤彰夫君) ただいま事務局長より報告いたしましたとおり、議会選出の委員に

選任することに決定いたしました。

続きまして、日程第10、選挙第3号、議会選出の委員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

川西町・三宅町式下中学校組合議会議員に松井宏至君、福西広理君、伊藤彰夫、松村定則君、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に伊藤彰夫、国保中央病院組合議会議員に松村定則君、伊藤彰夫、奈良県広域消防組合議会議員に安井知子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員、国保中央病院組合議会議員及び奈良県広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員が当選されました。

ただいま各議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。

お諮りいたします。

日程第11、承認第2号から日程第15、議案第23号までは、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読を願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思いますと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

日程第11、承認第2号、川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、日程第12、承認第3号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第13、承認第4号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について、日程第14、承認第5号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について、以上の承認案件4件を一括議題としたいと思いますが、これに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括議題といたします。

町長より提案の説明を求めます。

町長。

町長(竹村匡正君) それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明いたします。

まず、承認第2号、川西町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目の「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、主に、町民税関係では、住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充及び申告要件の廃止、固定資産税関係では、建てかえ家屋に係る申告規定を新たに整備したものの、軽自動車税関係では、環境性能割の税率の特例等に係るものであります。

次に、承認第3号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目、「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、基礎課税額に係る課税限度額を61万円に引き上げるもの及び国保税の減額の基準について、被保険者の数に乗すべき金額を変更し、軽減対象者の拡充を行うものでございます。

次に、承認第4号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第50号)が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目、「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

放課後児童支援員認定に係る研修主体に関して、地方自治法で定められた指定都市の長を追加するものでございます。

次に、承認第5号、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号)が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分としたものでございます。

3枚目、「条例の概要」を御覧願います。右の欄の概要を御覧ください。

内容としましては、主に、家庭的保育事業(0歳から2歳児)を卒園したときの受け皿となるべき連携施設の確保が困難であると町長が認めた場合は、原則的に当該施設の確保

は不要とすることができるというものでございます。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤彰夫君） 町長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

芝議員。

12番議員（芝 和也君） 承認案の2号並びに3号で、若干町長の考え方についてお尋ねをいたします。

いずれも法施行令等の改正に伴う条例整備ということではありますが、中身はともかくとしまして、まず、承認第2号ですけれども、このうち軽自動車税関係についてであります。

御承知のとおり、環境性能割におきまして、重課されるもの、軽課されるもの、いろいろ、それは御案内のとおり変更されるということではありますが、これは、物を大切に長年使っていたら税が重くなるという方向で、価格的には高くなりますけれども、性能のええものを入れかえてどんどん使っていけば税が軽くなる、こういう環境性能割の仕組みの問題があります。

この辺、物を大切に長く使っている、特に軽自動車、貨物等を農作業等、なりわいのために長く大切に使っていると、それが重課されていく、仕組み上はこういうことになるんですけれども、町長御自身は、仕組みに関して、その辺の矛盾点や問題点についていかがお考えか、お尋ねをしておきたいと思えます。

それから、承認第3号ですが、こちらは国保税に関する問題です。

最高限度額が引き上がることで、それから、軽減対象枠が拡充されてきて、捕捉範囲がより広がるということになってまいりますが、この軽減対象枠、いわゆる割引対象になっている皆さんは、基本的には住民税非課税等の対象者になりますので、税の考え方としたら、所得税の関係の住民税において非課税枠にある皆さんですから、国保税においても軽減対象としては捕捉されていくことになるんですけれども、そもそも税の賦課に関して、国保についても法律にのっとって条例はその整備を進めますけれども、それとは別に、税を課税する、賦課するという考え方において、住民税非課税の枠に対して賦課していくということに関しては、町長御自身はどのようにお考えか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（伊藤彰夫君） 町長。

町長（竹村匡正君） まず、税条例の一部を改正する条例の専決処分に係る軽自動車税に関しての御質問でございますが、議員がおっしゃるとおり、長く持っている車両は税が重くなっていくということではございますけれども、この条例と申しますか、法律の主眼とするものは、化石燃料の自動車をなるべく少なくしていった地球の環境をよくしていこうという趣旨でございますので、その趣旨からすると、こういった法律が制定され、並びにそれに基づき条例が制定されることについては、何ら問題ないのかなと考えておる次第でございます。

次に、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございますが、

こちら町民税非課税者に対して保険税がかかるということでございますが、国民健康保険制度を維持していくに当たっては、なるべく広い主体から税金をいただいて運営していく必要があるというところで、これもやむを得ない措置なのかなと思っております。

ただ、軽減対象となる世帯が拡大されておりますので、その辺でカバーされているのかなと考えておる次第でございます。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） まずは承認2号のほうからですけれども、法の趣旨からすると、町長お述べのとおり、趣旨的にはそういう化石燃料の問題等々があって、この法律がしかれているということになると思うんですけれども、ただ、実際本町の置かれている、いわゆる田園環境の中にある自治体として、農家等が保有されている軽自動車等もこれに当てはまってくるということになりますし、収入の関係もありますけれども、車を回転させてどんどん入れかえていく、税の軽い、いわゆる環境性能のええやつを使うということが趣旨なんですけれども、実際、作業用に使うやつを長く大切に使っているというのは、おのずとそれは出てきますので、それが長持ちしていると税が重くなるという、この仕組みの矛盾について、町長御自身はどう考えられるか、どう受けとめておられるか。法の趣旨とは別に、そこのとこだけ、そういう矛盾点はお感じになっておられるか否か、その辺について率直なところ、御所見をお聞かせいただけたらと思います。

それと、保険税のほうですけれども、こちら町長がおっしゃったように、ルールとしてはこうなっていますし、制度維持に関しては、制度上は、いわゆる所得割とは別に、均等割とか世帯割とかいうふうには必ず税が賦課されるという仕組みになっていますので、住民税で非課税であっても保険税はかかるということは起こらざるを得ないんですけれども、この仕組み上の問題は解決すべき課題やと私は考えていますが、この辺、その問題はやっぱり解決すべき問題として町長も捉えておられるかどうか、その辺についての問題点の捉え方について、重ねてお尋ねをいたします。

議 長（伊藤彰夫君） 町長。

町 長（竹村匡正君） まず、軽自動車税のグリーン課税の関係でございますが、これは、今、議員が述べられた矛盾があるとは思っておりますが、国策といいますか、世界中で化石燃料を使うものを減らしていこうという関係上から、やむを得ない措置ではないかなと私は思っております。

もう一つの国民健康保険税の関係でございますが、こちらにつきましては、低所得者の皆様方に保険税がかかるということでございますけれども、一方で利用されているわけでございますので、ある程度の負担は必要ではないのかなと考えておりますので、こちらに関しましては、特に問題と考えているところではございません。

以上です。

議 長（伊藤彰夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入

ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

承認第2号から承認第5号までを一括採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 異議なしと認め、一括採決いたします。
お諮りいたします。

承認第2号から承認第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議 長 (伊藤彰夫君) 賛成全員により、各案件は、原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第15、議案第23号、川西町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長からの提案説明を求めます。

町長。

町 長 (竹村匡正君) 続きまして、条例の一部改正案について御説明いたします。

議案第23号、川西町税条例の一部改正についてでございます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)の公布に伴う当該条例の一部改正でございます。

1枚おめくりください。3枚目、「条例の概要」を御覧願います。

内容としましては、町民税関係において、ふるさと納税制度の見直しに係るもの及び子どもの貧困に対応するための一定条件のひとり親に対して個人住民税を非課税とするものなど、軽自動車税関係では、グリーン化特例の大幅な見直し及び消費税率引き上げに伴う対応として、環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減措置などであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 (伊藤彰夫君) 町長の提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

芝議員。

12番議員(芝 和也君) それでは、町民税関係で若干お尋ねをいたします。

町長の提案説明のとおり、ふるさと納税関係での規定の整備が行われています。きのうのニュースでも皆さん御承知のとおり、このふるさと納税の関係で言うと、全国では4つの団体が外されるということになっていますが、結局、規定をきちんと整備して行って、より厳密にやっぺいこうということでもあります。取り組みの中身は、本町としても、これをしくことによって内容変更についてはどういうふうにしていくのか。厳密に地場産品とか、その他、結構きちんと決められていくようではありますが、ここら辺はこれまでのとこ

ろクリアしてきていますので、そういう感じでいくかいかへんか、その辺、町長の現時点での見通しについてお尋ねをしたいと思います。

議長（伊藤彰夫君） 町長。

町長（竹村匡正君） 本町におけるふるさと納税の取り組みでございますが、総務省が申しておりますとおり、経費に関しましては全体で5割以下で、返戻品につきましては3割以下を遵守していくと。また、地場産品の活用ということで、総務省から言われておる規定に従って対応していく所存でございます。

以上です。

議長（伊藤彰夫君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） だから、取り組みの中身としては、従前に比べてより厳密にしているって、内容としては変えていくということなのか。具体的にどうするというのはこれからかもわかりませんが、その辺の見通しについてはいかがでありますでしょうか。

議長（伊藤彰夫君） 町長。

町長（竹村匡正君） 従来から取り組みを行っておりますけれども、経費関係については、特に規定を超えた対応というのは今までからやっていなかった。若干超えることはあっても、やっていなかった。そういうような指示があってから即座に修正しましたので、今回の指示に対してはやっていなかったですし、あと、地場産品につきましても、全国川西会議で使えるものを対応しておったんですけれども、これが規定から外れるということでございましたので、今回外させていただきますが、今そろえているメニューでは総務省の規定に従って対応しておりますので、特に問題ないのかなと思っております。

議長（伊藤彰夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤彰夫君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。お諮りいたします。

議案第23号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程第16、同意第1号、監査委員（議員）の選任についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読を求めます。

議会事務局長（中川辰也君） 同意第1号、監査委員の選任について。

次の者を川西町監査委員に選任いたしたいため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 奈良県磯城郡川西町大字唐院267番地

氏 名 福西広理
生年月日 昭和51年8月26日
令和元年5月10日提出

川西町長 竹村 匡正

以上でございます。

議 長（伊藤彰夫君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 異議なしと認めます。よって、本案件については、提案説明を省略することに決定いたしました。

ただいま選任されました福西広理君は、地方自治法第117条の規定により、自己一人身上に関する事項でありますので、御退席願います。

（福西広理君 退席）

議 長（伊藤彰夫君） これより本案件について採決いたします。

この採決は、挙手によって行います。

本案件について、原案のとおり選任同意することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（伊藤彰夫君） 賛成全員により、本案件は、原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

福西広理君に自席に着席いただきますので、しばらくお待ちください。

（福西広理君 入場）

議 長（伊藤彰夫君） 以上で、本臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

議員各位には、慎重に御審議をいただき、ありがとうございました。

閉会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町 長（竹村匡正君） 本日の初議会に当たり、議会の組織、各委員会の委員の選任が順調に進められ、議会がめでたく構成されましたことを、まずは心から喜び申し上げます。

新しく就任されました伊藤議長様、松村副議長様、そして各委員会の委員及び委員長も選任されました。今後は、伊藤議長様を中心として、議会の運営が円滑に行われますことを期待しているところでございます。

私たち理事者側と議員の皆様方が、ともにお互いの立場を尊重し合いながら、意を密にして、車の両輪のごとく、互いに協力し合って町政の発展に努めてまいりたいと思っておりますので、議員各位にはよろしく御指導、御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

議 長（伊藤彰夫君） これをもちまして、令和元年川西町議会第1回臨時会を閉会いたします。

（午前11時52分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年5月10日

川西町議会

臨時議長

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
選挙第1号	議長選挙について	5月10日	原案可決
選挙第2号	副議長選挙について	5月10日	原案可決
選任第1号	常任委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について (総務建設経済委員会、厚生委員会)	5月10日	原案可決
選任第2号	駅周辺整備特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について	5月10日	原案可決
選任第3号	工業ゾーン創出特別委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について	5月10日	原案可決
選任第4号	議会運営委員会の委員長、副委員長並びに委員の選任について	5月10日	原案可決
選任第5号	議会選出の委員の選任について(都市計画審議会)	5月10日	原案可決
選挙第3号	議会選出の委員の選挙について(川西町・三宅町式下中学校組合議会議員、山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員、国保中央病院組合議会議員、奈良県広域消防組合議会議員)	5月10日	原案可決
承認第2号	川西町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について	5月10日	原案承認
承認第3号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について	5月10日	原案承認
承認第4号	川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について	5月10日	原案承認
承認第5号	川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の専決処分について	5月10日	原案承認
議案第23号	川西町税条例の一部を改正する条例について	5月10日	原案可決
同意第1号	監査委員(議員)の選任について	5月10日	原案同意